

広工環第278号

平成20年12月19日

株式会社 クリショー
代表取締役 川端洋二 様

広島市長 秋葉忠利
(環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課)



白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価書について（通知）

平成20年11月21日付けで提出のあった環境影響評価書について、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）第20条第1項の規定に基づく検討を行った結果、環境影響評価準備書について述べた市長意見に対して適切な対応がなされており、新たに環境保全の見地から特段の意見を述べる必要がないと認めるので、同条第2項の規定によりこの旨を通知します。

今後、事業の実施にあたっては、次の事項に留意し、環境保全に万全を期されるよう要望します。

- 1 事業の進捗状況に合わせた適切な情報提供を行うなど、地域住民等の理解形成に常に配慮するとともに、環境影響評価書に基づく環境保全措置や事後調査について確実に実施すること。
- 2 工事中及び供用後において、環境影響評価の結果と事後調査の結果が著しく異なり事業に係る環境への影響が著しいことが明らかとなった場合、又は環境影響評価の段階では予測し得なかった環境上の問題が生じた場合には、すみやかに原因について調査、検討し、その結果に基づく適切な環境保全措置を実施すること。
- 3 現在稼働中の施設についても、生活環境保全の見地から、環境影響評価書に基づく環境保全措置や事後調査について、できるだけ早期に実施すること。